

騒音規制法、振動規制法及び県条例に基づく騒音・振動特定施設一覧表

施設の種類		騒音特定施設		振動特定施設	
		騒音規制法	県条例	振動規制法	県条例
金属加工機械	圧延機械	定格出力の合計が22.5kW以上のもの	すべてのもの	—	すべてのもの
	製管機械	すべてのもの	すべてのもの	—	すべてのもの
	ペンディングマシン	ロール式のもので定格出力が3.75kW以上のもの	ロール式のもの	—	すべてのもの
	液圧プレス	矯正プレスを除くすべてのもの	矯正プレスを除くすべてのもの	矯正プレスを除くすべてのもの	すべてのもの
	機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上のもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	せん断機	定格出力が3.75kW以上のもの	原動機を使用するもの	定格出力が1kW以上のもの	定格出力が1kW以上のもの
	鍛造機	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	すべてのもの	定格出力が37.5kW以上のもの	すべてのもの
	ブラスト	タンブラスト以外のもので密閉式のものを除くすべてのもの	タンブラスト以外のもので密閉式のものを除くすべてのもの	—	—
	タンブラー	すべてのもの	すべてのもの	—	—
	研磨機	—	工具用を除く	—	—
	切断機	といしを用いるもの	といしを用いるもの	—	—
	自動旋盤	—	棒材加工用のもの	—	—
圧縮機及び送風機	圧縮機	空気圧縮機で定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が3.75kW以上のもの	定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が3.75kW以上のもの
	送風機	定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が3.75kW以上のもの	—	—
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が7.5kW以上のもの	すべてのもの
繊維機械	織機	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの
	撚糸機	—	すべてのもの	—	—
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容積が0.45m <sup>3</sup> 以上のもの	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容積が0.45m <sup>3</sup> 以上のもの	—	—
	アスファルトプラント	混練機の混練容積が200kg以上のもの	混練機の混練容積が200kg以上のもの	—	—
穀物用製粉機		ロール式のもので定格出力が7.5kW以上のもの	ロール式のもので定格出力が7.5kW以上のもの	—	—
木材加工機械	ドラムバーカー	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
	チップパー	定格出力が2.25kW以上のもの	すべてのもの	定格出力が2.2kW以上のもの	定格出力が2.2kW以上のもの
	砕木機	すべてのもの	すべてのもの	—	—
	帯のご盤	製材用のは定格出力が15kW以上のもの、木工用のは定格出力が2.25kW以上のもの	定格出力が0.75kW以上のもの	—	—
	丸のご盤	製材用のは定格出力が15kW以上のもの、木工用のは定格出力が2.25kW以上のもの	定格出力が0.75kW以上のもの	—	—
	かんな盤	定格出力が2.25kW以上のもの	定格出力が0.75kW以上のもの	—	—

施設の種類	騒音特定施設		振動特定施設	
	騒音規制法	県条例	振動規制法	県条例
抄紙機	すべてのもの	すべてのもの	—	—
印刷機械	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	定格出力が 2.2kW 以上のもの	定格出力が 2.2kW 以上のもの
合成用樹脂射出成形機	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
鋳造型機	ジョルト式のもの	ジョルト式のもの	ジョルト式のもの	ジョルト式のもの
バーナー	—	バーナーの燃焼能力が重油換算で 1 時間当たり 15L 以上のもの	—	—
電気炉	—	すべてのもの	—	—
キューボラ	—	すべてのもの	—	—
遠心分離機	—	直径 1.2m 以上のもの	—	直径 1.2m 以上のもの
コンクリートブロック製造機等	コンクリートブロック製造機	—	すべてのもの	定格出力の合計が 2.95kW 以上のもの
	コンクリート管及びコンクリート柱製造機	—	すべてのもの	定格出力の合計が 10kW 以上のもの
ドラム缶洗浄機	—	すべてのもの	—	—
スチームクリーナー	—	すべてのもの	—	—
ポンプ	—	定格出力が 3.75kW 以上のもの	—	定格出力が 3.75kW 以上のもの
天井走行クレーン及び門形走行クレーン	—	定格出力が 7.5kW 以上のもの	—	—
集じん装置	—	すべてのもの	—	—
冷凍機	—	往復動式、ロータリー式又は遠心式のもので、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの	—	—
クーリングタワー	—	定格出力が 0.75kW 以上のもの	—	—
ゴム練用及び合成樹試験用のロール機	—	—	カレンダーロール機以外のもので定格出力が 30kW 以上のもの	カレンダーロール機以外のもので定格出力が 30kW 以上のもの
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	—	—	—	船舶車両の原動機として使用するものを除き、定格出力 15kW 以上のもの
オシレーティングコンベア	—	—	—	すべてのもの

注 法では、電気事業法第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気工作物、ガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物及び鉱山保安法第 13 条第 1 項の経済産業省令で定める施設（同法第 2 条第 2 項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）については、届出義務等の規定を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。条例では、電気事業法第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気工作物、ガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物及び鉱山保安法第 2 条第 2 項に規定する鉱山は特定施設から除外する。